戸調制の成立

——賦斂から戸調へ——

渡邊信一郎

はじめに
一　西晉期の戸調制度
二　漢代の賦斂
（一）漢代地方社會における賦斂の意味
（二）中央政府による制度外の臨時經費調達
三　曹魏戸調制度——賦斂から戸調制へ——
おわりに

はじめに

呉を平定して中國を再統一した西晉の武帝は、太康年間（二八〇～二八九）に所謂「戸調之式」を制定し、戸單位に絹三匹・綿三斤・租四石を收取した。これが戸調制の本格的な開始である。しかしその先蹤として、建安九年（二〇四）には、曹操が、舊袁紹支配下の河北地域に對し、戸ごとに絹二匹・綿二斤を收取することを指令しており、戸調制の起源は、漢末の曹操政權にまでさかのぼることが知られている。これらは周知の事柄に屬する。かくて問われるべきは、戸調制の成立が漢代の財務運營の如何なる構造的要因に淵源するのか、である。

紀元前一世紀前半の昭帝期から宣帝期にかけて成立した漢代の財政およびその運營構造は、私見によればつぎのとおりである。(1)

兵役・吏役などの徭役を除く漢代の農民の基本的な國家負擔には、租と賦（更賦）とがあった。租には收穫物の三十分の一を納入する田租およびその附加税たる芻藁税があった。人頭税には一五歳から五六歳までの成人男女が毎年一二〇錢負擔する算錢、七歳から一四歳までの男女が毎年二三錢負擔する口錢、および成年男子が擔う地方的力役たる更徭の免役錢である過更錢（更錢）があり、これらは一括して更賦と呼ばれた。

これら田租・更賦を基軸とする農民負擔は、縣によって國家に收取され、基本的には郡國を單位として貯備・蓄積された。この郡國の貯備のなかから各郡國の全人口數に六三錢を乗じて得られた錢額相當の財物（鑄貨・絹帛等）が各郡國から中央政府に貢納され、これが獻費・貢獻・賦などと呼ばれて總計約四〇億錢（後漢期約六〇億錢）の中央・大司農財政の基本財源を構成した。

貢獻（獻費・賦）を基本財源とする中央政府財政は、時として經費不足を來たすことがあり、その折には各郡國の蓄積狀況を勘案し、適當な郡國から必要な經費を臨時に調達した。この中央―地方間の垂直的な臨時的經費調達は委輸と呼ばれた。また邊郡を中心とする郡國からの財政支援依頼によって、大司農が指令して郡國間の水平的な財政的物流を組織することがあり、この中央大司農による地方郡國經費の臨時的な調整的物流を調度、または調均と呼んだ。このように漢代の財政運營は、貢獻・委輸・調度を基軸とする財政的物流によって組織された。それは、郡國の内部でおこなわれる農民的剰餘の直接的な收取・蓄積と大司農による中央政府財政および全國的財務運營による財物の再分配との二つの層次から構成されていたのである。

上記のような漢代の財政構造・運營・再分配方式は、建安年間の曹操政權下における戸調制の導入によって大きな轉機をむかえ、西晉・南北朝期の戸調制を基軸とする財務運營に轉換していった。しかしながら從前の諸研究は、農民的剰餘

の直接的な收取形態としての戸調制に限定されており、戸調制を基軸とする財務運營のありかた、とりわけその中心となる中央經費の構成方式と戸調制との關係については、充分な認識を獲得するにはいたっていない。したがってまた、このような漢代の財政構造に淵源する戸調制下の財務運營の成立過程についても充分な檢討がなされているとは言いがたい。小論の課題は、農民的剰餘の直接的な收取形態としての戸調制の實態と中央經費の構成方式の特質との分析をつうじて、漢代の社會と財務運營のあり方に深く淵源する戸調制の成立過程を解明するところにある。

議論を展開する前提として、これまでに蓄積されてきた戸調制成立についての諸見解にふれておこう。議論の特徴は、すべての論者が、戸調は漢代の算賦・口賦を代替して成立したものと考えている點にある。そこから野中敬が概括するように、①人頭課税から戸單位課税へ、②貨幣徵收から布帛生産物徵收への變化がその制度的特徴として指摘されるにいたる。(2) たとえば最初の言及者であると思しい岡崎文夫は、「恐らく漢の算賦制に代わって案出せられたもの」で、戸調制の性質を理解するためには、①漢の算賦が人頭税で錢納であったのを絹帛の實物納とし、②これを戸に課して統治者の權力を強制したことの二點を考慮する必要があり、これは鄉村自治制の崩壞にともなって起こった課税の方法であったと指摘している(『魏晉南北朝通史』弘文堂、一九三二年、五八一～五八三頁)。以後の多くの論者は、基本的な認識として同様の理解を示している。

ただ、二つの論點の歷史的根據については、論者によって見解を異にする場合がある。人身から戸單位への變化については、松本善海・曾我部靜雄は、漢末の戰亂による人口・土地調査の困難によって、比較的把握しやすい戸單位の課税へ轉換したと說き、(3) 西嶋定生は、豪族による農民の隱括とそれによる國家權力の退歩とを防止し、農民を國家權力のもとに再吸收するために農民把握の緩和を必要としたためと述べる。(4)

貨幣から生産物納入への變化についても、西嶋は、貨幣經濟の衰退と現物經濟の進展に對應するものであるとし、藤元光彦も錢納税制による小農層の沒落を反省して現物納へ轉換させ、布帛が貨幣機能を果たすことを意圖したものと述べて

いる。(5) やや視角を異にするが、堀敏一も、戸調が絹・綿をとったのは、穀物をとる田租と組みあわされることによって、農業と家内工業とが結合した農民の自給自足經濟を收奪の基礎とするようになったことを意味するととらえている。(6)

また別に野中敬は、戸調制は、漢末の生産の場の崩壞をうけて、勸農地着政策と表裏一體關係のもとに、「男耕女績」原則に基づく小農民の戸單位に、任土作貢原則に基づく布帛を強制的に課すことで、生産の場である共同體を再建しようと意圖するものであったとして、岡崎文夫の村落自治崩壞による權力強制說を共同體再建という新たな視角から補強している。(7)

これら諸研究は、戸調制成立期の直接的な短期的要因についての考察であり、いま少し巨視的な長期變動のもとに考察する必要がある。戸單位收取への變化についていえば、漢代にあっても租稅納入の單位は戸（世帶）單位であり、生産物納入についても錢額に相當する布帛などの現物收取が前漢以來おこなわれていたのであり、漢末に顯在化したとはいえ戸調制そのものの淵源を證明することにはならない。それと關連して貨幣經濟から自然經濟への變化を原因視するのも問題がある。漢から六朝への轉換は、貨幣經濟から自然經濟への衰退ではなく、鑄造貨幣基軸から絹帛などの現物貨幣基軸への貨幣經濟の轉換である。(8)

戸調制の成立過程を探るには、漢末三國期に直接的な要因を探すよりは、漢代の制度そのもの、あるいはその土臺をなした社會がはらんでいた內在的要因から說明すべきであろう。この點で注目すべき論點を提示しているのが、唐長孺と重近啓樹である。

唐長孺は、戸調制は前漢時代の調に由來するととらえる。唐氏によれば、前後漢期の調は、邊費などの切迫した需要をまかなう調度および調發の意味だけをもち、あらゆる物品を任意に徵發できた。後漢初年には、調はすでに人民の經常的な負擔となっていたが、しかしその額と納入物資の規定はまだなかった。一方、算賦・口賦・更賦などの賦錢も後漢末には絹布などの實物納入にかわり、調と區別がつかなくなった。曹操がはじめて二者を統合し、調を固定化・普遍化して算

賦・口賦・更賦に代替したのである（「魏晉戸調制及其演變」『魏晉南北朝史論叢』三聯書店、一九五五年）。

唐氏が漢代の調發・調度に着目したのは、戸調の成立の解明にとって劃期的な前進であった。調度は、すでに明らかにしたように、中央政府・大司農を指令的媒介として各郡國間の財政調整・再分配をおこなう水平的な財政的物流であり、毎年末の中央經常經費調達方式である賦（獻費・貢獻）、中央政府の經費需要を地方郡國から隨時に調達する垂直的物流たる委輸とともに、制度化された財政的物流の一環である。戸調が漢代の調度制度を一つの淵源にしていることは明らかではあるが、戸調は別に農民經營からの直接的な税物徴收とその中央經費化の二重の側面をもっている。また賦錢は前漢期から實物納入が可能となっており、後漢末になって調との融合條件ができたわけではない。調發・調度を意味する調がただちに戸調の源流となったわけではない。もう少し別の媒介が必要である。

この別の媒介について興味深い示唆をおこなったのが重近啓樹である。重近は、漢代鄉里社會の階層差の擴大とともに、武帝期以後、臨時財產税という形の不均等課税が重要な意味をもちはじめ、後漢にはいって階層分化が一層擴大するとともに、戸の自立化が進展し、人頭税的收奪が戸等的收奪へ移行してゆき、曹魏・西晉の戸調制を準備したと論じる。(9) 算賦の均等課税に並行して臨時の不均等課税が出現し、戸調に轉化してゆくという指摘は、特筆すべき論點である。しかしその具體的な轉化過程は、不均等課税の出現過程が跡づけられているだけで十分に論證されてはいないし、また戸調がその一面で中央財源・經費の調達方式であったこともみのがされている。

戸調制は、漢代の不均等賦課をともなう臨時財產税を一つの淵源とするとともに、また調度制度をはじめとする中央經費の調達方式をもその前身とするものであった。戸調制は、この二にして一なるモノに淵源する。果たして漢代社會には、賦斂と呼ばれる物資や經費の調達方式が廣く確認される。この賦斂について、その實體を明らかにすることを通じて戸調の成立を明らかにしてみたい。

一　西晉期の戸調制度

漢代の賦斂が戸調制の淵源をなすことを論じる前提として、まずその終着點である西晉期の戸調制度について確認しておきたい。

西晉期の戸調制について第一に確認すべきは、その戸單位課税額である絹三匹・綿三斤・租四石が何を意味するか、である。端的に言ってそれは、各郡國單位に租税を中央化し、中央政府財政を構成するにあたっての一律賦課基準額であった、ということである。

『初學記』巻二七絹條に引く「晉故事」につぎのごとくある。

民丁の課田は一夫（戸）五〇畝であり、それに對應する收取は戸ごとに租四斛・絹三疋・綿三斤である。

諸侯國に屬する農民については、すべて租穀を毎畝一斗減らし、減額分を總計して諸侯國に與える。課田に對する戸調の絹三疋のなかから一疋を分割し、その絹を諸侯の秩祿に充てる。さらに戸調の民租四斛のなかから二斛を分割し、これを諸侯の俸祿に充てる。それ以外の民租二斛および戸絹二疋・綿三斤はすべて公賦とし、九等級の區分を一律にして、舊來の規定どおり、すべて國家に納入する（凡民丁課田夫五十畝、收租四斛・絹三疋・綿三斤。凡屬諸侯、皆減租穀畝一斗、計所減以增諸侯。絹戸一疋、以其絹爲諸侯秩。又分民租戸二斛、以爲侯奉。其餘租及舊調絹二疋綿三斤、盡爲公賦。九品相通、皆輸入於官、自如舊制）

この「晉故事」は、末尾に「それ以外の民租二斛および戸絹二疋・綿三斤はすべて公賦とし、九等級の區分を一律にして、舊來の規定どおり、すべて國家に納入する」とあるように、晉朝中央政府と諸侯國との閒の戸調分割比率を定めたものである。王國からは、諸侯の俸秩分を除いて、一戸あたり租二斛・絹二疋・綿三斤が公賦として貢納され、中央政府財源を構成した。その際に「九品あい通じて」とあるように、公賦は九等級區分にかかわりなく一律化して貢納されたので

ある。(10)

王國以外の郡では、「晉故事」前段にあるように、一戸あたり租四斛・絹三疋・綿三斤が貢納され、中央政府財源を構成した。つまり、晉朝中央政府は、各郡からは各郡の支配戸數に租四斛・絹三疋・綿三斤を乘じて中央化額（公賦）を決定し、各王國からは各王國の支配戸數に租二斛・絹二疋・綿三斤を乘じて中央化額（公賦）を決定し、各郡國から貢納される財物總體によって中央政府の基幹財源――公賦を構成したのである。したがって、郡內もしくは王國內における戸調の直接的な收取は、中央政府の直接に關與するところではなく、各郡國內部では、各戸一律賦課方式をとらず、九等級に區分して收取されたのである。各郡國內部の收取についてはのちに述べる。

郡が貢納單位となって中央財源を構成したことは、『晉書』卷二六食貨志に「また戸調の法を制定した。丁男が戸主である場合、戸ごとに絹三匹・綿三斤（および租四斛「晉故事」）を納め、丁女及び次丁男が戸主である場合は、その半額とする。邊郡の中にはその三分の二、遠方邊郡の中には三分の一とするところもある（又制戸調之式。丁男之戸、戸輸絹三匹・綿三斤、女及次丁男爲戸者半輸。其諸邊郡或三分之二、遠者三分之一）」とあって、所謂「戸調之式」に邊郡規定があることから分かる。すなわち、丁男戸の規定は內郡から中央へ貢納する際の戸單位基準額であり、邊郡からの戸單位基準額は、絹二匹・綿二斤の場合と遠方邊郡の絹一匹・綿一斤の場合とが規定されていたのである。

總じて言えば、公賦――中央財源は、今日知りうる限りでは內郡・邊郡・邊遠郡・王國の四種の戸單位收取基準が設定され、それに各郡國の支配戸數を乘じて得られた貢納總額によって構成されたのである。

第二に指摘すべきは、各郡國からの貢納、すなわち中央財源化にあたっては、中央が必要とする反物・物資が郡・縣ごとに指定されたことである。『太平御覽』卷九九五・百卉部二麻條に引く晉令に、「上黨郡及び平陽郡は上麻二十二斤、下麻三十六斤を納めて、絹一疋に當てる（其上黨及平陽輸上麻二十二斤、下麻三十六斤、當絹一疋）」とあり、また『太平御覽』卷九九〇に引く『傅子』に、「先王の禮制では、全國土の九つの州ごとに賦（貢納物）を異にしたが、天地自然が生育し

ないものを賦とするについては、君子は禮制とは認めなかった。河內郡諸縣の場合、北山からはるか遠くに離れているにもかかわらず、各おの上黨郡の眞人參の上級品十斤、下級品五十斤を調として天子に貢納している。調として貢納するものがその地に生育するものではなく、民衆はこれに苦しんでいる（先王之制、九州異賦。天不生、地不養、君子不以爲禮。若河內諸縣、去北山絕遠、而各調出御上黨眞人參上者十斤、下者五十斤。所調非所生、民以爲患）」とある。ここでは賦が調と同義に用いられており、賦＝調が古の州や西晉の郡を單位に貢納されたことを明示している。

反物・物資が指定された場合、絹一匹を基準としてその換算率が規定された。上黨郡・平陽郡の麻糸が絹一匹と換算されたことは上記の『太平御覽』所引晉令に明らかである。また『初學記』卷二七絹條に引く晉令にも、「趙郡・中山・常山國で縑を納めて絹に當てる場合、及びその他の土地で疎布を納めて絹綿に當てる場合、縑一匹を絹六丈（一四二丈）に當て、疎布六丈を納めて絹一匹に當て、絹一疋を納めて綿三斤に當てる（其趙郡・中山・常山國輸縑當絹者、及餘處常輸疎布當綿絹者、縑一匹當絹六丈、疎布六丈當絹一匹、絹一疋當綿三斤（二句舊作疎布一疋當絹一匹絹一疋當綿二斤。今據王國維『釋幣』卷下所說而改正））」とある。「晉故事」や「戶調之式」が絹綿の收取のみを記述するのは、他でもなく絹一匹を基軸單位として中央經費・財務が構成されたからである。

この點につき西晉期の事例は斷片的であるが、北魏の事例が參考になる。『魏書』食貨志は、太和期（四七七～四九九）の北魏統治下の全三八州について、綿・絹・絲の貢納地と麻布の貢納地とを指定している。(11) 恐らくは西晉期にあっても、第一に全國各郡國ごとに絹・絲の貢納地と麻布の貢納地とを指定し、ついで絹一匹を換算基準として中央政府が必要とする樣ざまな物產を各產地の郡縣に指定して貢納させ、中央財政の基幹部分を構成したのであろう。

公賦すなわち中央財政の構成は、上述のとおり戶單位に郡國ごとに構成された。では郡國內部ではどのような戶調が實施されたのか。

郡國內では、縣が主體となって各戶の家產の錢額評價（貲）をおこなって貧富九等に區分し、戶單位に累進課稅したと

考えられる。戸調が家産評價額による差等によって収取されたことについては、唐長孺・堀敏一等が前掲論文の中ですでに指摘している。(12) さきに見た「晉故事」の記述は、郡國内部では戸調が九等級に區分して収取されたことを示している。九等の區分基準は、各戸の資産評價額である。

これについては充分な西晉期の史料が残されていない。三一七年の東晉中興後まもなく、句容縣令となった劉超の事例が、わずかにある。

例年の租税賦課に際し、擔當者がつねに自ら四方に出かけ、百姓の家産評價をおこなった。劉超が縣令になると、ただ大きな箱を作って村ごとに設置しただけで、百姓それぞれに家産の自己申告書を書かせ、投函し終わってから縣に送付させた。百姓が事實に基づいて申告したので、課税收入は例年を上回った。(常年賦税、主者常自四出、結許百姓家貲。至超、但作大函、邨別付之、使各自書家産、投函中訖、送還縣。百姓依實投上、課輸所入、有踰常年。『晉書』卷七〇劉超傳)

これによれば、恐らくは西晉以來、縣が主體となって、各戸の家産評價額にもとづいて課税していたことが分かる。(13)

また『晉書』卷一〇四石勒載記上によれば、「石勒は、幽州・冀州が次第に平定されてきたのをうけ、始めて州郡に下命して民戸の家産を檢分評價させ、戸ごとに貲絹二匹・租二斛を收取した(勒以幽冀漸平、始下州郡、閱實人戸、戸貲二匹、租二斛)」とある。湯球『十六國春秋輯補』卷一二後趙錄二は、この記事を西晉愍帝の建興元年から三年(三一三〜三一五)の閒に繫年している。石勒の租税賦課方式は、西晉を襲うものであろう。ここでは簡略な表現になっているため、あたかも全ての戸から直接一律に絹二匹・租二石が收取されたかのごとくであるが、貲絹とあるように、實際には各縣で各戸の家産評價額にもとづく累進課税がおこなわれ、それを各州郡から一戸あたり絹二匹・租二石の一律基準で中央に貢納させたのであろう。(14) それは、西晉期の邊郡と王國からの公賦貢納規定に相當するものであり、建國過程における緩和措置を示すものである。

以上の考察をまとめてつぎに進もう。西晉期の戸調制は、縣段階における直接的な租税收取とそれら收取物を基礎に郡

國單位に中央に公賦として貢納する二つの層次に分かれていた。縣段階では、農民各戸の家產評價額にもとづいて九等級に區分し、累進課稅がおこなわれ、稅物は地方に貯備された。この累進課稅の實態は今のところ不明である。この地方貯備の中から中央政府財源が公賦として構成される。公賦の貢納に際しては、一般內郡では各郡の支配戸數に一戸あたり租四斛・絹三疋・綿三斤を乘じて中央化額（公賦）を決定した。このほか王國や邊郡からの貢納については別に一戸あたりの戸調基準が規定され、それにもとづいて公賦が貢納された。また中央化に際しては、絹一匹を基軸單位とし、中央政府が必要とする絹以外の物資・反物に換算して貢納させた。中央政府は、全國の登錄支配戸數を把握することにより、單純計算によってその基本財政規模を確認することができたのである。

漢代との對比で言えば、各郡國の全人口數に六三錢を乘じて公賦（貢獻）額が決定されたのに對し、西晉戸調制では各郡國の支配戸數に一戸あたり租四斛・絹三疋・綿三斤を乘じて中央化額（公賦）を決定した。すなわち錢を基軸とする中央財源の構成から絹を基軸單位とする貢納へと變化したのである。ではこの變化はどのようにして起こったのか。考察のてがかりは、賦斂と呼ばれる漢代社會に廣く存在した錢物の徵發慣行にある。

二　漢代の賦斂

（一）漢代地方社會における賦斂の意味

戰國秦漢期の史料には賦斂なる言葉が頻出する。一般的であるが故に、その意味について充分な檢討を加えた研究はない。管見の限りで言えば、ただ宮崎市定・山田勝芳に言及があるに過ぎない。兩氏は、桓譚『新論』の「漢の宣帝以來、百姓からの賦斂は、一年閒に四〇億錢である（漢定（宣）以來、百姓賦斂、一歲四十萬萬）」（『太平御覽』卷六二七）という記述にかかわって賦斂の內容を檢討し、田租に對する人頭稅としての算賦・口賦・更賦であると理解した。(15)

『新論』の賦斂は、私見によれば算錢などの人頭税ではなく、地方郡國ごとにその全人口數に六三錢を乗じて構成される中央經費であり、各郡國から貢納されるものであって、賦・獻費とも呼ばれたものである。ただ賦斂は、きわめて包括範圍の廣い言葉であり、中央經費調達方式としての賦・賦斂以外に多様な意味をもっていた。それは大きく分けて、①民閒における醵金慣行、②地方社會および地方政府による祭祀費の調達、③地方官府官吏による屬吏・百姓收奪、④中央政府による臨時經費調達の四種に區別できる。以下にそれぞれの内容を検討してみよう。

① 民閒における醵金慣行

漢代の賦斂には、まず民閒における醵金慣行を意味することがあった。たとえば、沛縣令の客となった呂公に對する拜謁にあたり、「蕭何が擔當者となって、禮錢の徵收を仕切った（蕭何爲主吏、主進）」が、禮錢が千錢に滿たない拜謁者は、堂下に坐らせた。このとき劉邦が、一錢ももたずに「萬錢を賀したてまつる」と僞って呂公に拜謁し、のちに娘の呂后を娶ることになった。[16] 有名なエピソードであるが、問題は、このときの「主進」について、顏師古注に引く漢末の文穎がこれを「禮進を賦斂するを主る（主賦斂禮進）」と理解し、鄭氏も「禮錢を賦斂するを主る（主賦斂禮錢也）」と解釋していることである。貴人への拜謁にあたって禮錢の醵金が要求され、それが賦斂と解釋されたのである。このあと亭長となった劉邦が、沛縣の吏として咸陽へ徭役に出かけるに際し、同僚の吏がそれぞれ三百錢を送ったのに對し、主吏掾であった蕭何だけは五百錢を贈ったという話がある。[17] ここにも賦斂の語句は使用されてはいないが、縣吏による劉邦への醵金であり、前の事例に卽して言えば賦斂に相當するものである。

また前漢末には、大郡の太守・都尉が任官中に死ぬと、賦斂して葬禮をおこない、千件・萬件にのぼる錢物が集められ、遺された妻子の生業とする慣行が形成されていた。[18] 具體的には後漢期の洛陽令王渙の死に際し、彼を思慕する人びとが互いに賦斂して數千件ものお供えをしたことが知られている。[19] これらは、葬禮に際して物品や錢を送る賻贈という慣習

にかかわるもので、漢代に廣くおこなわれた。鎌田重雄によれば、當時庶民の間では賻錢を贈ることが一般的で、百錢くらいが普通であったという。[20]

さらに後漢初の河西地方の平定にともなって、姑臧縣令孔奮が洛陽に召還されたとき、彼の恩に報いるために、姑臧の屬吏・民衆・羌胡が共同で賦斂して千件・萬件にのぼる牛馬・器物を集めている。[21] これらは自發的な合意にもとづく金錢・物品の徵發であり、社會的な慣行を含む賦斂の例である。

② 地方および地方政府による祭祀費の調達

社會的な慣行を含む賦斂の延長線上にあるのが祭祀にかかわる賦斂である。まずとりあげるべきは、戰國魏の文侯時代の祭祀として漢代に傳承された、鄴縣における「河伯嫁娶り」の故事であろう。水害から鄴縣を護るために、河神である河伯に毎年嫁として女性を生贄にする祭祀があった。その折、縣の三老・廷掾たちが、百姓に賦斂して數百萬錢を徵收し、祭祀費二、三〇萬錢を除いた殘額を巫祝と山分けしていた。[22] この祭祀は、新任の鄴令西門豹によって停止される。[23] この故事は題材を戰國にとってはいるが、三老・廷掾は漢代の制度であり、漢人に活きて傳わる祭祀であった。治水という地域社會の共同利害を維持するための祭祀の執行にあたって、住民たちに醵金が要求されることは、漢代社會にも通ずる事柄であったと考えられる。

その實例として後漢後期延熹二年（一五九）の紀年をもつ「張景碑」がある。碑刻によれば、南陽郡治の宛縣では、毎年立春の日に南門の外に勸農土牛を設置し、豐作を祈念する豫祝儀禮をおこなっていた。その祭禮に際し、「宛縣治下一四鄉の里正から調發し、賦斂して土牛などを作らせ、土人・耕犂・瓦屋などをあわせ、その費用は六、七〇萬錢」にのぼっていた。碑刻は、勸農土牛の祭禮にかかわる諸裝置の準備が人びとを苦しめるというので、張景が肩代わりするかわりに、彼にかかわる吏役・徭役を免除するという內容を記した公文書である。[24]

勸農土牛の祭祀は、祭祀の執行をつうじて豐作を祈念し、地域農耕社會の共同利害と再生産を達成する根柢的な共同業務である。[25] ここでは行政組織をつうじて執行されてはいるが、その裝置は人びとの合意にもとづく賦斂（醵金と勞力提供）によって準備された。ただそのための勞力・錢物の支出が膨大な額に達し、かえって社會の負擔になっていたのである。

以上のとおり賦斂は、漢代社會における醵金慣行を指示する用語であり、進んで社會的共同利害の實現を圖る祭祀・諸儀禮を執行するための合意にもとづく財物調達をも意味する言葉であった。そうして「張景碑」に明らかなように、この賦斂なる言葉は、後漢末には強制を含意する「調發」との深い關連をもって使用されるにいたったのである。

③　地方官府官長・地方官府屬吏による屬吏・百姓收奪

賦斂が漢代の地方官府と密接な關連をもつことは、さきに示したいくつかの史料によって明らかである。公權力を背景にもつ地方官府が、祭祀などの社會的合意の契機を拔きに、ただちに賦斂をおこなうとき、それは容易に強制的な財物調達に轉化した。

まず前漢後期の左馮翊薛宣による管轄下の櫟陽縣令謝游に對する非法の告發と辭職勸告がある。三點ある告發內容のうち、第二點として薛宣は「錢・財物數十萬を賦取」したことを擧げている。顏師古注は、これを「錢・財を斂取し」と言い換えており、數十萬錢相當の鑄貨・財物が縣令によって非法に賦斂されることがあったことを指示している。[26] これとは逆に、後漢末の太丘長陳寔は、その上屬である「沛王國の相の違法な賦斂を理由に」辭職したのち、その屬吏・民衆から思慕されている。[27] この事例を見ると、非法・違法でない限り、郡・國・縣の各官長に對し、ある程度の裁量（法）による賦斂は許容されていたようである。

地方官府官長に限らず、賦斂は、地方官府屬吏によってもなされた。左雄は、「鄉嗇夫など鄉官・部吏たちの職階は低く俸祿が少ないので、彼らの車馬衣服の費用は、もっぱら民衆から徵發することになる。廉潔な者でも身の充足するま

で、貪欲な者は家一杯になるまで取り、つぎつぎ絶え間なく特別・非法の調發（特選横調）」がくり出されることを述べ、その對策として清白なる儒生の任用と俸祿の增額などを提案し、かくして「賦斂の源泉を絶つ」ことができると述べている。[28] 後漢期には地方官府屬吏による民衆收奪としての賦斂がかなり一般化するとともに、また調とも呼ばれていたのである。このほか史書は、中央の貴戚の權力をかさにきた地方官の民衆に對する賦斂や、[29] 邊境地方官府による異民族に對する賦斂について書き殘している。[30]

地方社會・官府を舞臺とする賦斂は、社會的な醵金慣行を根柢とし、治水・農業生產などの社會的共同利害の達成を祈念する祭禮の執行などを媒介として、やがて地方官府官長や屬吏による民衆收奪に轉化する。現實の漢代社會では、我われの分析にもとづくこのような論理的展開とは異なり、合意と強制のハザマの中にこの三者が渾然一體となって賦斂として捉えられ、しかも後漢期には調として表現されるようになるのである。このような漢代地方社會における賦斂との密接な相互關連のもとに、④中央政府による臨時經費調達としての賦斂が展開する。それは、のちの戶調制を導出する淵源となった。節を改めよう。

（二）　中央政府による制度外の臨時經費調達

中央政府による賦斂には、さきに見た桓譚『新論』の賦斂のように、制度化された財物の徵發を指示することがある。しかし賦斂は、むしろ臨時の制度外經費調達を意味することが多い。たとえば戰國魏の李悝の「地力を盡すの敎」は、五人家族・百畝保有の小農民經營の生產と十分の一稅を含む消費とについて家計分析をおこない、年閒四五〇錢の赤字が出ることを指摘したのち、「思いがけぬ病氣や喪斂の費用、およびお上のお召し上げは、ここには含まれていないのである（不幸疾病死喪之費、及上賦斂、又未與此）」（『漢書』卷二四食貨志上）と述べている。ここに見えるお上の賦斂は、正規の十分の一稅とは別に計上され、また病氣や葬儀などの豫期しえぬ支出とともに擧げられている。このことから考えて魏國によ

る臨時の制度外経費調達であることは疑いない。戰國期の事例であるが、漢代の賦斂のあり方を考えるにあたって參考となる。

また鹽鐵會議のあとをうけて、昭帝始元六年（前八一）に榷酤官が廢止されたことについて、顏師古は、「つまり武帝のときに數多の賦斂がかけられ、法律の規定外に收取していたものを（律外而取）、ここに始めて舊に戻したのである」と説明している。[31] 唐人の理解であるが、それには根據がある。たとえば『鹽鐵論』未通篇第一五には、つぎのごとくある。

さきごろ軍役がしばしば起こり、中央財政が不足したので、家產評價額によって賦錢を徵發したが、常に實在する民衆から收取した。……およそ賦錢を滯納するのは、皆な大家層であり、鄕吏・里正は彼らを恐れてあえて督促せず、貧民層に嚴しく取りたてるので、貧民層は堪えきれず遠方に流亡する。このために中家層が丸ごと納入することになる。（往者軍陣數起、用度不足、以訾徵賦、常取給見民。……大抵逋賦、皆在大家、吏正畏憚、不敢篤責。刻急細民、細民不堪、流亡遠去。中家爲之色出……）

これは、武帝期の外征による經費不足を補うためにとられた臨時の措置であり、算錢・口錢などのように制度として人頭賦課された賦錢の徵發とは異なり、大家層・中家層・貧民層の三層の家（戶）ごとに家產の多寡を基準に收取されたのであって、顏師古が言う數多の賦斂の一つである。このように漢代中央政府の賦斂は、經費不足を補うために臨時に措置された制度外の經費調達を意味した。

この中央政府による制度外經費調達の特徵を典型的な史料によって確認しておこう。まず王莽期天鳳三年（後一六）の西南夷句町の反亂に端を發する一連の戰役を例にとろう。「王莽は、平蠻將軍馮茂を派遣し、巴・蜀・犍爲郡の吏士を徵發し、賦斂して軍事經費を民衆から充足し、益州郡を攻擊した（莽遣平蠻將軍馮茂發巴蜀犍爲吏士、賦斂取足於民、以擊益州）」（『漢書』卷九五西南夷傳）。このときの賦斂について、『漢書』卷九九王莽傳中は、「民衆の財產に賦斂して五割を收取した（賦斂民財什取五）」と表現している。しかしこの遠征は失敗し、あらためて寧始將軍廉丹が派遣され、庸部牧史熊とと

もに句町を攻撃させ、戰果をあげる。二人は、王莽に調度の增額を要求し、「もう一度大いに賦斂（復大賦斂）」したが、就都大尹（太守）馮英の反對にあう。馮英は、反對の上言の中で、この賦斂について「諸郡の兵士・穀物を調發し、復た民衆の家產評價をおこなってその四割を收取した（調發諸郡兵穀、復訾民取其十四）」と述べている。(32)

これらによれば天鳳三年の賦斂は、益州北部の巴・蜀・犍爲郡から兵士・穀物とともに郡國單位に徵發され、戰鬪地域である益州南部の益州郡へ輸送されたのである。この郡と郡との間の財物の平行移送は調度制度の運用であるが、財源は、穀物を除き、郡に貯備された正規の財物ではなく、民衆の家財の臨時的制度外徵發であった。ここに賦斂と調度制度が連關してくる要因がある。

天鳳三年の賦斂は、天鳳六年（後一九）に全國化される。匈奴のおびただしい邊境侵入に對處するため、この年王莽は、特殊部隊を編成するとともに、「臨時に天下の吏民に稅をかけ、家產評價額の三十分の一を徵收し、縑帛をば皆な長安に運ばせ」た。のちに「翼平連率（北海郡太守）田況から、民衆に對する郡縣の家產評價がでたらめであるとの上奏をうけ、王莽は、もう一度三十分の一稅」をかけている。(33)

天鳳六年の臨時課稅には賦斂の語は出てこない。しかしこれは、明らかに天鳳三年（後一六）の益州地方における「賦斂民財什取五」・「訾民取其十四」方式を全國化したものであり、賦斂と呼ぶべきものである。ここでは臨時の軍事經費を調達するために、戶ごとに財產評價をおこない、その三十分の一の評價額を絹帛などの反物によって長安に送らせている。天鳳三年の賦斂も當然家產評價額の四割・五割を反物で納入させたのであろう。

天鳳六年の臨時課稅にはまた調の語も使用されていない。地方から中央長安への垂直的物流の編成であるから、漢代の財務運營のあり方から言えば、委輸と呼ぶべきものであり、調・調度の語は使用されないのである。さらに翼平連率（北海郡太守）田況の問題提起からみて、中央化するときは郡單位であったことが分かる。

二つの一連の事例からたち現れてくる王莽期の賦斂の內容をまとめておこう。賦斂は、まず①軍事經費の補塡を目的と

して郡國單位に制度外に臨時に調發される財物であり、②調度制度と關連するときには調とも呼ばれ、また③財物の直接的收取は民衆の家產＝戶を對象とし、その評價額に一定の割合を乘じて算出された錢額を絹帛などの反物で納入させたものである。邊境の軍事行動にかかわる制度外の臨時經費調達という限定をもってはいるが、ここには、のちの西晉期戶調制の根幹となる要素がすでに出現している。

以下我われは、西晉期戶調制への接近をはかるために、前漢時代中後期から漢末にかけて、どのような賦斂の展開があったのか、①直接的收取が戶單位・財產基準によったこと、および②賦斂と調との接合の二つの次元に區別して考察を加えることにしたい。

まず賦斂が戶單位に、財產評價額を基準として收取されたことについて考えてみよう。中央政府の賦斂が戶單位に收取されたことは、さきに述べた『鹽鐵論』未通篇の記載（四六頁）から前漢武帝期にはすでにその事例を見出すことができる。

またつぎのような事例もある。宣帝神爵元年（前六一）の西羌の反亂に際し、戰鬪地域に鄰接する隴西以北、安西以西の八郡の民衆の食糧確保が課題になった。二つの案が對立したが、その一つ左馮翊蕭望之の案は、「現在西方邊境に軍役が起こり、民衆は生業を失っている。全國的に戶口を計算して賦斂を徵發し、西方民衆の困窮を救っても、これは古來の通義であって、百姓は非法とはみなさないであろう」というものであった。(34) 原文は「戶賦口斂」であるが、「戶口賦斂」を文を互いにして表現したものであり、戶口すなわち戶籍類似の帳簿を勘案して賦斂しようとしたものであることはいうまでもない。また「百姓莫以爲非」とあることから、賦斂が全國一般を對象とするものであったことが分かる。

二案が對立して決着をみないうちに、後將軍趙充國の活躍により、戰役が早期に終了したため、西方八郡の食糧支援は沙汰やみとなった。したがってこの時には、戶籍などを基準に全國的に賦斂をかけるという案は實施されなかった。ただこのような案が提出される社會的背景、すなわち西方邊境の民衆が戰役で困窮している時に、賦斂を徵收しても「百姓以

て非と爲さ」ざる事態が儼存したことに注意しておきたい。これは、さきに見た漢代地方社會における合意にもとづく賦斂慣行を背景にするものである。

哀帝元壽二年（前一）の事例は、實際に賦斂されたものである。それは、平帝元始元年（後一）に「諫大夫を派遣して三輔に巡行させ、吏民の名籍を書き上げさせ、元壽二年に倉卒に非法な賦斂を徴收したことにつき、その對價を賠償した（遣諫大夫行三輔、舉籍吏民、以元壽二年倉卒時横賦斂者、償其直。）（『漢書』卷一二平帝紀元始元年正月詔）」というものである。顔師古注に引く張晏は、これを「賦斂の籍を擧錄して之を賞（償）うなり」と解釋している。[35] 上述の「戸賦口斂」もこのような簿籍・帳簿を作成して財物の徴發をおこなうものであったに違いない。前漢後期以後には簿籍を作成して戸別に賦斂を徴發することがはじまっており、これが王莽期の「賦斂民財什取五」・「訾民取其十四」方式による賦斂の前提條件を構成していたのである。

後漢期にはいると、具體的な史料はほとんどなくなる。ただ『續漢書』百官志第二八には、鄉官である有秩・嗇夫の職掌として、「民衆の貧富を知り、賦斂の多少を調整し、負擔を等級化して平等にする（知民貧富、爲賦多少、平其差品）」とあり、後漢期には民衆からの直接的な收取を擔當する鄉官の次元で、貧富おそらくは家產評價額によって賦斂の額を等級化して調整する方法が制度化されていたことが分かる。[36] 順帝の永和六年（一四一）七月に家產評價額の多い戸から毎戸一千錢を借り上げる詔勅が出されたのも、[37] このような制度的背景があってのことである。

つぎに賦斂と調との接合について考察することにしよう。賦斂と調との接合は、管見の限りでは、上述の王莽期天鳳三年（後一六）に始まる。そうして後漢にはいると、賦斂と調との連關は一層緊密になってゆく。[38] このことは、さきに見た漢代地方社會における諸事例からも明らかであるが、中央政府による臨時の經費調達の場合も同樣である。後漢質帝の本初元年（一四六）、朱穆が權力者梁冀に差し出した奏記の中で、つぎのように述べている。

このごろ國家・民間ともに財力に乏しく、加えて水害・虫害が重なりました。中央諸官府の經費が增加し、詔勅によ

る臨時の調發の中には以前の十倍に至るものまであります。國家に現物の經費が無いのだから、民間から出させるのが當たり前だと己がじしに言い、暴力的にむしりとり、強制的に充足させるので、公私にわたる賦斂は過重であり、かつ深刻です。（頃者、官人俱匱、加以水蟲爲害。京師諸官費用增多、詔書發調或至十倍。各言官無見財、皆當出民、搒掠割剥、彊令充足、公賦既重、私斂又深）（『後漢書』朱穆列傳第三三）

同じ奏記の内容を、『後漢紀』卷二〇孝質帝紀本初元年（一四六）條は、より具體的に述べている。

……中央經費は以前の十倍になりました。河内郡の例では、往年に調發していた縑素綺穀はわずかに八萬匹あまりだったのに、今やなんと一五萬匹です。國家に現金が無く、すべて民間から徵發するので、多くの民衆が流亡し、戸籍には皆なでたらめな記載がほどこされています。現實の戸口數が減ったうえ、しかも殘ったものには資産の無い者が多い。なのに當然のごとくむしりとるので、中央政府の賦斂が重くのしかかります。郡國の長官が民衆を奴隷のごとくあつかうので、中には田畑・屋敷を賣り拂ったり、鞭で打たれて絶命する者もあり、大人も子供もその生を樂しむことがなく、明日をも知れません。（京師之費、十倍於前。河内一郡、嘗調縑素綺穀縑八萬餘匹、今乃十五萬匹。官無見錢、皆出於民、民多流亡、皆虛張戸口。戸口既少、而無貲者多。當復割剥、公賦重斂。二千石長吏遇民如虜、或賣用田宅、或絶命捶楚、大小無聊、朝不保暮）

『後漢書』と『後漢紀』は、もとにした朱穆の奏記をそれぞれに編集しているため、兩者をつき合せてはじめて全體がよりよく分かる。兩者によれば、經常經費の慢性的不足とうち重なる災害とのために、中央政府による臨時經費調達としての賦斂は、二世紀半ばにはすでに全國的に常態化し、河内郡の例に見るとおり郡（國）單位に調として徵發されていたのである。しかもここでは戸籍の戸口記載と貲（家産評價額）の有無とが問題となっているところから、現實の經費調達は、財産評價額に應じて戸別に收取されていたことが分かる。

この調達方式は、中央―地方間の直接的な垂直的物流の編成であるという内容から言えば、委輸と稱すべきものである

が、その財源は地方郡國に貯備された財物ではなく、賦斂として戸別に賦課された反物である。賦斂は、本來制度外の臨時經費調達を意味した。それが常態化するとともに、調度制度とも關連する調というより制度的な用語によって表現されるようになったのである。

朱穆の奏記は、調と賦斂の全國的常態化という局面の出來を明示することによって、王莽期の事態を一層次、西晉期の戸調制に近づけた。そうして、「大司農に命じ、今年の調度による徵發を取り止め、並びに前年の調發分で未納の物については、二度と徵收してはならぬ（其令大司農、絕今歲調度徵求、及前年所調未畢者、勿復收責）」（『後漢書』桓帝紀第七）と述べる桓帝延熹九年（一六六）正月己酉詔は、この趨勢がもはや不可逆のものであることを宣言している。(39)

漢代の賦斂は、民間地方社會における醵金慣行を根柢にもち、治水・農業生產などの社會的共同利害の達成を祈念する祭禮の執行などを媒介として、やがて地方官府官長や屬吏による民衆收奪に轉化するとともに、中央政府財政の收支均衡を維持する制度外經費調達をも意味するようになる。このような臨時の制度外經費調達としての賦斂は、前漢中期の武帝期頃にはじまり、王莽期には全國的に展開するとともに、調度制度とも結び附けられるようになり、さらに後漢期に入って常態化し、調という制度的表現を獲得するにいたる。それは、農民からの直接的な收取にあたってはその家產評價額に基づいて戸別に課稅し、郡國單位に中央政府へ現物で貢納するものであった。それは、貢納にあたって戸別の一律賦課基準が設定されていないのを除けば、すでに戸調制と呼ぶべき內容をもつものであった。

三　曹魏戸調制度——賦斂から戸調制へ——

二世紀半ばの賦斂の常態化としての調は、後漢末建安年間の曹操政權によって戸別の一律賦課基準が設定されることにより、戸調の制度化として一應の結末をむかえる。しかし後漢末の靈帝期にいたるまで、田租・更賦を基本とする漢代稅制は存續した。(40) 漢代稅制及びその中央經費化の財務運營は、漢末の動亂の中で、どのようにして戸調制に轉換していった

のか。そのことを問う前提として、まず漢末曹操政權下の戶調制の實態について確認しておこう。

周知のとおり、戶調制が整った表現をもって始めて史乘に現れるのは、建安九年（二〇四）、舊袁紹支配下の河北（冀州・幽州）に發せられた曹操の命令である。それは、袁紹統治下の河北で富豪層による土地兼併が横行し、他方で土地を無くした貧農が富豪層に代わって租賦を納入しているという狀況があったことに對する施策であり、「田租を畝ごとに四斗收取し、戶ごとに絹二匹・綿二斤を出させるだけで、他にみだりに發徵をしてはならぬ」というものであった。(41)

田租毎畝四斗、毎戶絹二匹・綿二斤という戶別の一律賦課基準は、收取量の違いを除けば、西晉期戶調制の規定とほぼ同じである。では、戶調制は建安九年に始まったと斷言してよいか。否である。その先蹤がある。建安初年に汝南郡の二縣を割いて創設された陽安郡の事例を紹介しよう。

建安二年（一九七）頃に袁紹が南進を開始し、河南の豫州諸郡に投降を呼びかけると、多くの郡がこれに應じた。ただ陽安郡だけが誘いに乘らず、郡都尉の李通は「嚴しく戶調を取り立てた（急錄戶調）」。趙儼が、「懷いて來ている者にも綿絹を收取する（懷附者復收其綿絹）」のは問題である、と愼重を期するよう忠告したところ、李通がつぎのように答えた。「袁紹と大將軍殿（曹操）とは甚だ緊急の事態にあり、このとおり周圍の郡縣は背を向けています。もし大將軍殿に綿絹を調送しなければ（若綿絹不調送）、周りの者はきっと私が洞ケ峠をきめこんで、期待するところがあるのだと勘ぐるでありましょう」。これを聞いた趙儼は、李通に戶調の收取を少しく緩やかにするよう提案し、さらに荀彧に手紙を出してとりなしをたのみ、曹操の公文によって陽安郡の綿絹を民衆に返還する許可を得、郡の安寧を保つことに成功したのである。(42)

これによれば、建安初年には絹綿を收取內容とする戶調がすでに始まっており、郡單位に收取された絹綿の中央（曹操政權）經費化――調送がおこなわれ、さらにそれが郡の中央政府（曹操政權）への服屬の證明を意味したことを知ることができる。『三國志』卷一二何夔傳によれば、建安三年（一九八）頃のこととして、「このとき曹操は、始めて新しい法律を

制定して州郡に發布し、さらに租稅・綿絹（すなわち田租・戶調）を收取した」と記している。(43) 陽安郡の行動が、この曹操權力による新法の發布と綿絹の收取に對應するものであったことは疑いない。

ではその時期は何時であろうか。『魏略』によると、「曹操は、司空であったとき、自ら率先して下の者を率い、毎年の發調に際しては、本縣に家產の評價をおこなわせた」という。(44) これによれば、曹操が司空であった時には、調が毎年收取され、その基準として縣による各戶の家產評價のおこなわれたことが分かる。曹操が司空に就任したのは、建安元年（一九六）一〇月である。この年は、曹操が洛陽に戻った獻帝を擁し、兗州を中核とする曹操政權を確立し、棗祗・韓浩等の議によって民屯田を開始した歲でもある（『三國志』卷一武帝紀）。戶調制は、恐らくはこの建安元年末から翌二年にかけて、まず政權の中核地である兗州を中心に始まり、曹操權力の擴大にともなって展開していったのであろう。

このように曹操政權下の戶調制は、建安元年（一九六）末から翌二年にかけて始まったもので、郡單位に綿絹を中央經費化する制度であり、郡內では各戶の貲產（財產評價額）に基づいて戶單位に綿絹が收取されたのである。それは、二世紀半ばまでには常態化していた後漢の賦斂＝調に戶別一律賦課の貢納基準を設定して制度化することにより、西晉期の戶調制度の全國的展開を準備するものとなった。

問題は、漢王朝の制度外の臨時經費調達としての賦斂が、曹操政權下の戶調制を媒介にして、如何にして田租・更賦を中核とする漢王朝の經常的財務運營に代替したのかである。

さきに漢末靈帝期まで田租・更賦、貢獻・委輸・調度を中核とする經常的財務運營があえぎながらも繼續していたことを指摘した。それは、なお建安年閒にも持續していた。仲長統は、その著『昌言』損益篇の中で稅制について檢討し、「現在、耕地には定まった占有者がなく、民衆には定住地も無い。官吏の食糧は日ごとに支給され、俸祿制度は制定されていない。體制を整備して畫一に規則を定め、田租は收穫の十分の一、更賦は舊來のままとする」ことを提言している。(45) 仲長統は、二十餘歲で遊學し、荀彧に認められて尙書郎となり、のち丞相曹操の參軍事をへて、獻帝が魏に禪讓した年に

四十一歳で死んでいる。(46) したがって生卒年は、光和三年（一八〇）～建安二五年（二二〇）となり、『昌言』執筆は早くとも遊學開始の建安五年（二〇〇）頃から漢末までに限定されるであろう。田租の收取率のみを改定し、田租・更賦體制を溫存する仲長統の提言は、田租・更賦を中核とする漢王朝の經常的財務運營が漢末建安年閒まで繼續していたことを示している。

名目的にせよ漢王朝が存續している以上、田租・更賦收取を基礎とし、貢獻・委輸・調度の制度によって財政的物流・再分配をはかる王朝の經常的財務運營が維持されることは自明である。漢末の諸軍閥權力が漢王朝の內部にあって、しかも漢王朝から獨立した自らの權力基盤を維持するためには、漢王朝の經常財務制度以外の、とりわけ軍事經費の確保をはじめとする財政的措置が不可缺であった。曹操權力が土臺にしたのは、主として軍事經費を調達するために臨時に實施された賦斂であり、その展開形態としての、二世紀半ば以後常態化していた賦斂＝調であった。田租・更賦、貢獻・委輸・調度を中核とする漢王朝の經常的財務運營と戶調制として整備された賦斂＝調とが、建安年閒における曹操政權と後漢政權との二重權力構造の中で住み分けがなされ、建安元年（一九六）から翌二年にかけて兗州を中核とする曹操軍事政權を支える財政基盤となったのである。そうして建安九年（二〇四）には、舊袁紹支配地域であった冀州・幽州（河北）にまで戶調制を擴大し、ついに建安二五年（二二〇）の禪讓により、曹魏王朝の成立とともに正式の國家的稅制・經常的財務運營に轉化したのである。漢末の動亂期に顯在化した直接的な諸現象にも勿論影響を受けているとはいえ、戶調制成立の本質的要因は、漢代地方社會に深く根ざした賦斂慣行を基礎にたちあげられてきた前漢中期以來の制度外經費調達としての賦斂とその展開に求められねばならない。

おわりに

曹魏・西晉の戶調制は、調度制度と接合して常態化していた漢代の制度外經費調達としての賦斂を基礎として制度化さ

れたものである。本格的な豫算制度をもたない古代中國の國家財政は、經驗的に達成される收支均衡や、地方郡國の蓄積財源の再配分による均衡調整によって通常は運營された。しかし大規模な軍役や災害が起こると、ときに中央財政は大きく收支均衡を失することがあり、ここに制度外の臨時經費調達としての賦斂が動員されることになる。王莽期天鳳三年（後一六）の益州における軍役とその經費調達は、この賦斂と調度制度が接合される轉機となった。そうして二世紀にはいり、あいつぐ幼帝の即位と異民族の侵入の中で、後漢の社會と政局が流動化すると、財政の收支均衡をはかるために、賦斂は常態化して調度制度とも本格的に接合され、漢末の曹操政權下における戶別の一律賦課基準の設定によって戶調制の成立を導いたのである。

曹魏戶調制は、建安元年（一九六）末から二年にかけて、曹操の司空就任にともなって、その實效支配領域である兗州一帶（河南）を中核に施行され、ついで建安九年（二〇四）に舊袁紹支配下の冀州・幽州（河北）に擴大された。建安年間には、漢王朝の田租・更賦制と曹操政權下の田租・戶調制とが並存していたが、漢王朝の滅亡、魏王朝の成立にともなって、戶調制は曹魏の稅制・中央經費調達制度となった。戶調制は、形式上漢の更賦（更錢・算錢・口錢）を代替するものとなったが、その實態は、漢王朝の制度外制度として成長してきた賦斂である。

西晉期の戶調制は、曹魏戶調制を全國的に展開したものである。それは、縣段階における直接的な租稅收取とそれら收取物を基礎に郡國單位に中央に公賦として貢納する二つの層次に分かれていた。縣段階では、農民各戶の家產評價額にもとづいて九等級に區分し、その等級に應じて絹・綿その他の物資を徵收し、それら稅物は地方に一旦貯備・蓄積された。各郡國は、通常その支配戶數に租四斛・絹三疋・綿三斤の一律賦課基準を乘じて貢納額を決定し、地方貯備の中から綿絹などの財物を公賦として貢納し、中央政府財政を構成した。中央經費として貢納された殘額は、調外費として地方に貯備・蓄積されたと考えられる。中央政府からいえば、全國の登錄支配戶數を把握することにより、單純計算によってその基本財政規模を確認することができたのである。

また中央化に際しては、絹一匹を基軸單位とし、中央政府が必要とする絹以外の物資・反物に換算して貢納させた。漢代との對比で言えば、各郡國の全人口數に六三錢を乘じて公賦（貢獻）額が決定されたのに對し、西晉戸調制では各郡國の支配戸數に一戸あたり租四斛・絹三疋・綿三斤を乘じて中央化額（公賦）を決定した。すなわち錢を基軸とする中央財源の構成から絹を基軸單位とする貢納へと變化したのである。

我われのつぎなる課題は、六朝期中央政府による調外費、すなわち地方財源の本格的な設定をふくめた戸調制の展開形態の究明である。

註

（1）以下の記述は、つぎの拙稿による。①「漢代の財政運營と國家的物流」（『京都府立大學學術報告』人文第四一號、一九八九年）、②「漢代更卒制度の再檢討——服虔・濱口説批判——」（『東洋史研究』第五一卷第一號、一九九二年）、③「漢代國家の社會的勞働編成」（『殷周戰國秦漢時代史の基本問題』汲古書院、二〇〇一年）。

（2）野中敬「魏晉戸調成立攷」（早稲田大學大學院『文學研究科紀要』別册第一四集、一九八七年）。

（3）松本善海「鄰保組織を中心としたる唐代の村政」（初出一九四二年、『中國村落制度の史的研究』岩波書店、一九七七年）、曾我部靜雄『均田法とその稅役制度』（講談社、一九五三年、第二章「晉の土地稅役制度」）參照。

（4）西嶋定生「魏の屯田制——特にその廢止問題をめぐって——」（初出一九五六年、『中國經濟史研究』東京大學出版會、一九六六年）、『中國古代の社會と經濟』（東京大學出版會、一九八一年）二五四・二五五頁。

（5）西嶋前揭註(4)著書、および藤元光彦「『戸調』の成立をめぐって——特に貨幣經濟との關連を中心に——」（『立正史學』第六一號、一九八七年）。

（6）堀敏一『均田制の研究』第二章「魏晉の占田・課田と給客制の意義」（岩波書店、一九七五年）。

（7）野中前揭註(2)論文參照。

（8）貨幣經濟から自然經濟への變化という圖式がもつ問題點については、宮澤知之「魏晉南北朝時代の貨幣經濟」（『鷹陵史學』第二六號、二〇〇〇年）參照。

（9）重近啓樹『秦漢稅役體系の研究』第四章「徭役の諸形態」（汲古書院、一九九九年）。

（10）以上の記述は、拙稿「占田・課田の系譜——晉南朝の稅制と國家的土地所有」（『中國中世史研究　續篇』京都大學學術出版會、一九九五年）を前提としている。諸侯（王國）が

戸調の三分の一を奉秩とし、三分の二を公賦としたことは、『宋書』巻四〇百官志下王國條に「晉江左諸國、並三分食一。元帝太興元年、始制九分食一」とあることからも分かる。この記事をはじめとする晉の王國の奉秩制度については様ざまな解釋がある。小論の理解とはやや異なるが、その代表的なものとして一つあげるとすれば、藤家禮之助「西晉諸侯の秩奉」（『漢三國兩晉南朝の田制と税制』東海大學出版會、一九八九年、第二章第三節）がある。

（11）『魏書』巻一一〇食貨志に「所調各隨其土所出。其司・冀・雍・華・定・相・泰・洛・豫・懷・兗・陝・徐・青・齊・濟・南豫・東兗・東徐十九州、貢綿絹及絲。幽・平・并・肆・岐・涇・荆・涼・梁・汾・秦・安・營・幽・夏・光・郢・東秦、司州萬年・雁門・上谷・靈丘・廣寧・平齊郡、懷州郡上郡之長平・白水縣、青州北海郡之膠東縣、平昌郡之東武・平昌縣、高密郡之昌安・高密・夷安・黔陬縣、泰州河東之蒲坂・汾陰縣、東徐州東莞郡之莒・諸・東莞縣、雍州馮翊郡之蓮芍縣、咸陽郡之寧夷縣、北地郡之三原・雲陽・銅官・宜君縣、華州華山郡之夏陽縣、徐州北濟陰郡之離狐・豐縣、東海郡之贛榆・襄賁縣、皆以麻布充税」とある。錢大昕『二十二史考異』巻二八至巻三〇「魏書」條を參照し、地名を改めたところがある。

（12）唐長孺「魏晉戸調制及其演變」（六五～七二頁）、堀敏一前掲註(6)論文七二～七三頁參照。唐は、この家産評價額による差等收取と「戸調之式」記載の定額表示との矛盾について檢討し、定額表示は、地方官に徴收の標準を示したものであって、平均數を算出したものであると論じている。堀の見解も基本的には唐に同じである。平均數にもとづく標準は、母數の取り方によって各郡縣で異なってくるはずであり、意味のある解釋とは思えない。諸家の戸調制理解には、縣段階における直接的な戸調收取と郡國から中央政府への貢納段階との區別が決定的に缺如している。やはり、郡國に課せられた一律の貢納基準とみるべきであろう。

最近では張學鋒も各戸の資産の高低に應じて九品に分けて徴收されたことを述べ、特に張丘建『算經』の記載によって九等の戸等による收取の存在の可能性を指摘している（「西晉の占田・課田・租調制の再檢討」『東洋史研究』第五九巻第一號、二〇〇〇年）。張丘建『算經』には成立時期の問題があり、その記載内容が西晉期のものか疑わしい。また西晉期に戸等制が存在したかどうかも充分に檢討する餘地がある。

戸等制の成立の問題については、草野靖「隋初戸等制の成立とその意義」（『福岡大學人文論叢』（上）第二九巻四號、一九九八年、（中）第三〇巻第一號、一九八八年、（下）第三一巻第一號、一九九九年）がある。草野は、漢代から宋代にまでいたる長期的な視野のもとに事例を檢討し、差役負擔との關連を重視して隋初にその起源を措定している。

（13）戸調制時代の家産評價がどのように實施されたのか、晉代の記錄は殘っていない。劉宋期には少しくてがかりがある。『宋書』巻八二周朗傳に「又取税之法、宜計人爲輸、不應以貲。云何、使富者不盡、貧者不蠲。乃令桑長一尺、圍以爲

價、田進一畝、度以爲錢、屋不得瓦、皆責貨實。民以此、樹不敢種、土畏妄墾、棟焚榱露、不敢加泥」とある。家產評價の對象は、桑樹・耕地・家屋がその中核であり、錢額表示であったことがわかる。

なおこのような各戶の家產評價を貲と呼び、評價額の多寡によって貧富の差等を決めたり、官職就任の制限を加えたり、租稅免除を施行することは漢初以來存在した。漢代の家產評價の對象となったのは、たとえば著名な居延漢簡中の禮忠簡に見える禮忠の家產評價は、奴婢・車・馬牛・田宅を對象としており、大型動產および不動產であった。この點については、拙著『中國古代社會論』第一章「古代中國における小農民經營の形成」（靑木書店、一九八六年）を參照されたい。ここには詳論できないが、漢六朝期をつうじて大型動產および不動產の錢額表示による家產評價額が貲の內容であり、これにもとづいて貧富の差等が決定された。前揭註(12)草野論文（下）は、漢六朝期の資產評價について史料を網羅しており、その實態が分かる。

(14) 西晉期の家產評價にもとづく課稅にかかわる史料は斷片的であるが、西晉の課稅制度を引き繼いだと思しい北魏の事例は、地方における課稅次元では貧富の等級區分による課稅が實施されていたことを明示している。『魏書』卷四世祖紀上延和三年（四三四）二月條に「戊寅、詔曰、……今四方順軌、兵革漸寧、宜寬徭賦、與民休息。其令州郡縣、隱括貧富、以爲三級。其富者租賦如常、中者復二年、下窮者復三年。刺史守宰、當務盡平當、不得阿容以罔政治。明相宣約、咸使聞知」とあり、また『魏書』卷四世祖紀上太延元年（四三五）條に、「十有二月甲申、詔曰、……若有發調、縣宰集鄉邑三老、計貲定課、裒多益寡、九品混通、不得縱富督貧、避強侵弱。太守覆檢能否、覆其殿最、列言屬州。刺史明考優劣、抑退姦吏、升進貞良、歲盡舉課上臺」とある。特に後者では、縣令が農村の三老と家產評價のうえ課稅額を決定するに際し、貧富の操作をおこなって九等區分を混亂させないよう嚴命しており、地方次元での課稅實態を明示している。これを援用して西晉期の課稅實態を推測することができる。

(15) 宮崎市定「古代中國賦稅制度」（『アジア史研究』第一、一九五七年、七四頁・九二頁）、山田勝芳「漢代財政制度變革の經濟的要因について」（『集刊東洋學』第三一號、一九七四年）。

(16) 『漢書』卷一高帝紀上に「單父人呂公善沛令、辟仇、從之客、因家焉。沛中豪傑吏聞令有重客、皆往賀。蕭何爲主吏、主進、令諸大夫曰、進不滿千錢、坐之堂下。高祖爲亭長、素易諸吏、乃紿爲謁曰賀錢萬、實不持一錢。謁入、呂公大驚、起、迎之門」とある。

(17) 『漢書』卷三九蕭何列傳に「高祖爲亭長、常佑之。高祖以吏繇咸陽。吏皆送奉錢三、何獨以五」とあり、顏師古注に「出錢以資行他、人皆三百、何獨五百」とある。

(18) 『漢書』卷九二游俠傳に「原涉、字巨先。祖父武帝時以豪桀自陽翟徙茂陵。涉父哀帝時爲南陽太守。天下殷富、大郡二千石死官、賦斂送葬、皆千萬以上、妻子通共受之、以定產業」とある。

(19) 『後漢書』循吏列傳第六六王渙傳に「永元十五年、從駕南巡、還爲洛陽令。……元興元年、病卒。百姓市道、莫不咨嗟。男女老壯、皆相與賦斂、致奠醊以千數」とある。

(20) 鎌田重雄「漢代賻贈考」（『秦漢政治制度の研究』第三編第七章、日本學術振興會、一九六二年）。

(21) 『後漢書』孔奮列傳第二一に「隴蜀既平、河西守令咸被徵召、財貨連轂、彌竟川澤。唯奮無資、單車就路。姑臧吏民及羌胡更相謂曰、孔君清廉仁賢、舉縣蒙恩、如何今去、不共報德。遂相賦斂牛馬器物千萬以上、追送數百里。奮謝之而已、一無所受。既至京師、除武都郡丞」とある。

(22) 『史記』卷一二六滑稽列傳褚少孫補記に「魏文侯時、西門豹爲鄴令。豹往到鄴、會長老、問之民所疾苦。長老曰、苦爲河伯娶婦、以故貧。豹問其故。對曰、鄴三老・廷掾、常歲賦斂百姓、收取其錢、得數百萬、用其二三十萬爲河伯娶婦、與祝巫共分其餘錢持歸。……民人俗語曰、卽不爲河伯娶婦、水來漂沒、溺其人民云」とある。

(23) 三老は、漢王二年（前二〇五）に設置された鄉官である。『漢書』卷一高祖本紀高祖二年二月條に「舉民年五十以上、有脩行、能帥衆爲善、置以爲三老、鄉一人。擇鄉三老一人爲縣三老、與縣令丞尉以事相教、復勿繇戍。以十月賜酒肉」とある。なお三老については、鷹取祐司「漢代三老の變化と教化」（『東洋史研究』第五三卷第二號、一九九四年）參照。

(24) 張景碑（永田英正編『漢代石刻集成・本文篇』八〇、同朋舍出版、一九九四年）に「〔府告宛、男〕子張景記言、府南門外勸〔農〕土牛、□□□□／調發十四鄉正、相賦斂作治、并土人犂耒廿唐屋、功費六七／十萬、重勞人功、吏正患苦、願以家錢、義作土牛上瓦屋欄楯／什物、歲歲作治、乞不爲縣吏列長伍長、徵發小繇、審如景〔言〕／施行復除、傳後子孫、明檢匠所作務、令嚴、事畢成言、會廿□（以下從略）」。

(25) 『續漢書』禮儀志上第四に「立春之日、夜漏未盡五刻、京師百官皆衣青衣、郡國縣道官、下至斗食令史、服青幘立青幡、施土牛耕人于門外、以示兆民、至立夏。唯武官不。……」とあり、勸農土牛は、漢代の全國土に展開された祭祀である。

(26) 『漢書』卷八三薛宣傳に「始高陵令楊湛・櫟陽令謝游皆貪猾不遜、持郡短長、前二千石數案不能竟。及宣視事……櫟陽令游自以大儒有名、輕宣。宣獨移書顯責之曰、告櫟陽令。吏民言令治行煩苛、適罰作使千人以上、賊（賦）取錢財數十萬、給爲非法。賣買聽任富吏、賈數不可知。證驗以明白、欲遣吏考案、恐貧舉者、恥辱儒士。故使掾平鑴令。孔子曰、陳力就列、不能者止。今詳思之、方調守。游得檄、亦解印綬去」とあり、顔師古注に「言斂取錢財、以供給興造非法之用」とある。賦取の原文は、賊取であるが、顔師古注に斂取とある。賊を斂と解するのは不當であって、顔師古の見たテキストは本來賦となっていたはずである。

(27) 『後漢書』陳寔列傳第五二に「復再遷除太丘長……以沛相賦斂違法、及解印綬去、吏人追思之」とある。

(28) 『後漢書』左雄列傳第五一に「鄉官部吏、職斯祿薄、車馬衣服、一出於民、廉者取足、貪者充家、特選橫調、紛紛不絕、送迎煩費、損政傷民。和氣未洽、災眚不消、咎皆在此。

……鄉部親民之吏、皆用儒生清白任從政者、寬其負算、增其秩祿、吏職滿歲、宰府州郡乃得辟舉。如此、威福之路塞、虛僞之端絕、送迎之役損、賦斂之源息。循理之吏、得成其化。率土之民、各寧其所」とある。

(29) 『後漢書』丁鴻列傳第二七に「是時竇太后臨政、憲兄弟各擅威權。鴻因日食、上封事曰……臣愚以爲左官外附之臣、依託權門、傾覆詔諛、以求容媚者、宜行一切之誅。聞者大將軍再出、威振州郡、莫不賦斂吏人、遣使貢獻。大將軍雖云不受、而物不還主、部署之吏、無所畏憚、縱行非法、不伏罪辜、故海內貪猾、競爲姦吏、小民吁嗟、怨氣滿腹」とあり、また『後漢書』袁安列傳第三五に「和帝即位、竇太后臨朝、……憲・景等日益横、盡樹其親黨賓客於名都大郡、皆賦斂吏人、更相賂遺、其餘州郡、亦復望風從之」とある。

(30) 『後漢書』南蠻西南夷列傳第七六邛都夷傳に「安帝元初三年、郡徼外夷大羊等八種、戶三萬一千、口十六萬七千六百二十、慕義內屬。時郡縣賦斂煩數、五年、卷夷大牛種封離等反畔、殺遂久令」とあり、また『後漢書』馬援列傳第十四子馬防傳に「防兄弟貴盛、奴婢各千人已上、資產巨億、皆買京師膏腴美田、……歲時賑給鄉閭故人、莫不周洽。防又多牧馬畜、賦斂羌胡。帝不喜之、數加譴敕、所以禁遏甚備、由是權勢稍損、賓客亦衰」とある。後者は、富豪による異民族收奪である。

(31) 『漢書』卷七昭帝紀始元六年(前八一)條に「秋七月、罷榷酤官、令民得以律占租」とあり、その顏師古注に「占謂自隱度其實、定其辭也。占音章瞻反。下又言占名數、其義並同。今猶謂獄訟之辨曰占、皆其意也。蓋武帝時賦斂繁多、律外而取、今始復舊」と見える。

(32) 『漢書』卷九九王莽傳中天鳳三年(後一六)條に「平蠻將軍馮茂擊句町、士卒疾疫、死者什六七、賦斂民財什取五、益州虛耗而不克、徵還下獄死。更遣寧始將軍廉丹與庸部牧史熊擊句町、頗斬首、有勝。莽徵丹・熊、丹・熊願益調度、必克乃還。復大賦斂。就都大尹馮英不肯給、上言、自越巂・遂久・仇牛・同亭・邪豆之屬反畔以來、積且十年、郡縣距擊不已。續用馮茂、苟施一切之政。僰道以南、山險高深、茂多敵衆遠居、費以億計、吏士離毒氣死者什七。今丹・熊懼於自詭期會、調發諸郡兵穀、復嘗民取其十四、空破梁州、功終不遂。宜罷兵屯田、明設購賞。莽怒、免英官。後頗覺寤曰、英亦未可厚非。復以英爲長沙連率」とある。

なお、調の單獨の用例としては、吳楚七國の亂に當って、景帝と晁錯とが兵卒・軍糧の調發を檢討したという事例がある(「吳楚七國俱反、以誅錯爲名。上與錯議出軍事、……上方與錯調兵食」『漢書』卷四九晁錯傳)。この調について、顏師古は、「調とは計りて之を發するを謂うなり(調謂計發之也)」と注解している。調は、計畫的に兵卒・軍糧を徵發することであるが、この場合、調度による運營であるか否かは不明である。

(33) 『漢書』卷九九王莽傳下天鳳六年(後一九)條に「而匈奴寇邊甚。莽乃大募天下丁男及死罪囚・吏民奴、名曰豬突豨勇、以爲銳卒。一切稅天下吏民、訾三十取一、縑帛皆輸長安。……翼平連率田況奏郡縣訾民不實、莽復三十稅一。以況

忠言憂國、進爵爲伯、賜錢二百萬。衆庶皆嘗之」とある。

(34) 『漢書』卷七八蕭望之傳に「是歲西羌反、漢遣後將軍征之。京兆尹張敞上書言、（趙）充國兵在外、軍以經夏（二句舊作國兵在外軍以夏。今據王念孫『讀書雜志』四漢書第十二所說而改正）、發隴西以北・安定以西吏民、並給轉輸、田事頗廢、素無餘積、雖羌虜以破、來春民食必乏。窮辟之處、買亡所得、縣官穀度不足以振之。願令諸有罪、非盜受財殺人及犯法不得赦者、皆得以差入穀此八郡贖罪。務益致穀以豫備百姓之急。事下有司。望之與少府李彊議以爲、……古者臧於民、不足則取、有餘則豫。詩曰爰及矜人、哀此鰥寡。上惠下也。又曰、雨我公田、遂及我私。下急上也。今有西邊之役、民失作業、雖戶賦口斂以贍其困乏（顏師古注「率戶而賦、計口而斂也」）。古之通義、百姓莫以爲非」とある。

(35) 舉籍の語は、他にもいくつか例がある。たとえば、『漢書』卷一一哀帝紀綏和二年（前七）秋條に「詔曰……廼者河南・潁川郡水出、流殺人民、壞敗廬舍。朕之不德、民反蒙辜、朕甚懼焉。已遣光祿大夫循行舉籍、賜死者棺錢、人三千」とあり、その顏師古注「舉其名籍也」とある。帳簿を作成することである。

(36) 『續漢書』百官志の記載は本注として記された部分にある。この本注は、「官簿」「百官簿」と呼ばれる文獻によって注記されたものであり、光武帝期の制度を模範とする後漢期の制度を記したものである。『續漢書』百官志第二四序に「唯班固著百官公卿表、記漢承秦置官本末、訖于王莽、差有條貫。然皆孝武奢廣之事、又職分未悉。世祖節約之制、宜爲常憲、故依其官簿、粗注職分、以爲百官志」とあり、劉昭注に「臣昭曰、本志既久是注曰百官簿、今昭又採異同、俱爲細字、如或相冒、兼應注本注、尤須分顯、故凡是舊注、通爲大書、稱本注曰、以表其異」とある。『漢書』卷一九上百官表には、「嗇夫職聽訟收賦稅」とあるのみである。

この他、後漢期初に家產評價額によって貧富の差等を決め、賦斂をかけたことについては、『後漢書』劉平列傳第二九に「拜全椒長、政有恩惠、百姓懷感、人或增貲就賦、或減年從役」とみえる。

(37) 『後漢書』順帝紀第六永和六年七月條に「詔假民有貲者戶錢一千」とある。

(38) 賦斂との關連はないが、後漢初期には租調なる言葉が出現する。『後漢書』明帝紀第二中元二年（五七）條に「秋九月、燒當羌寇隴西、敗郡兵於允街。赦隴西囚徒、減罪一等、勿收今年租調。又所發天水三千人、亦復是歲更賦」とある。この租調は、孤立して出てきたものであり、何を意味するのか不明である。調字は誤寫の可能性もある。

(39) この前年には土地保有者から稅錢を收取しており、田租の解體が始まっている。『後漢書』桓帝紀第七延熹九年條に「八月戊辰、初令郡國有田者畝斂稅錢（李賢注、畝十錢也）」とある。ただし田租制度は漢末に至るまで維持されており、臨時の收取であろう。次注參照。

(40) 田租は、靈帝中平元年（一八四）まで確認できる。『後漢書』皇甫嵩列傳第六一に「以黃巾既平、故改年爲中平。嵩奏請冀州一年田租、以贍飢民、帝從之」とあり、更賦もまた靈

帝期まで確認できる。『後漢書』南蠻西南夷列傳第七六に「靈帝光和三年（一八〇）、巴郡板楯復叛、……帝欲大發兵、乃問益州計吏、考以征討方略。漢中上計程包對曰、……近益州郡亂、太守李顒亦以板楯討而平之。忠功如此、本無惡心。長吏鄉亭、更賦至重、僕役箠楚、過於奴虜、亦有嫁妻賣子、或乃至自殯剗。雖陳冤州郡、而牧守不爲通理。闕庭悠遠、不能自聞。含怨呼天、叩心窮谷。愁苦賦役、困罹酷刑。故邑落相聚、以致叛戾。非有謀主僭號、以圖不軌。今但選明能牧守、自然安集、不煩征伐也。帝從其言」とある。

なお、貢獻・委輸・調度を中核とする經常的財務運營が建安年間にも持續していたことについては、前掲註(1)拙稿①參照。

(41) 『三國志』卷一武帝紀建安九年條に「九月、令曰、河北罹袁氏之難、其令無出今年租賦。重豪彊兼幷之法、百姓喜悅。天子以公領冀州牧、公讓還兗州」とあり、その裴松之注に「魏書載公令曰、有國有家者、不患寡而患不均、不患貧而患不安。袁氏之治也、使豪彊擅恣、親戚兼幷。下民貧弱、代出租賦、衒鬻家財、不足應命。審配宗族、至乃藏匿罪人、爲逋逃主。欲望百姓親附、甲兵彊盛、豈可得邪。其收田租畝四升（斗）、戶出絹二匹、綿二斤而已、他不得擅興發。郡國守相明檢察之、無令彊民有所隱藏、而弱民兼賦也」と見える。「田租畝四升」は四斗の誤りであろう。この點については、張學鋒「曹魏租調制度についての一考察――特にその租額問題を中心として――」（『史林』第八一卷第六號、一九九八年）に詳細な考證がある。

(42) 『三國志』卷二三趙儼傳に「建安二年（一九七）、年二十七、遂扶持老弱詣太祖。太祖以儼爲朗陵長。縣多豪猾、無所畏忌。……時袁紹舉兵南侵、遣使招誘豫州諸郡、諸郡多受其命。惟陽安郡不動、而都尉李通急錄戶調。儼見通曰、方今天下未集、諸郡並叛、懷附者復收其綿絹、小人樂亂、能無遺恨。且遠近多虞、不可不詳也。通曰、紹與大將軍相持甚急、左右郡縣背叛乃爾。若綿絹不調送、觀聽者必謂我顧望、有所須待也。儼曰、誠亦如君慮。然當權其輕重、小緩調、當爲君釋此患。乃書與荀彧曰、今陽安郡當送綿絹、道路艱阻、必致寇害。百姓困窮、鄰城並叛、易用傾蕩、乃一方安危之機也。且此郡人執守忠節、在險不貳。微善必賞、則爲義者勸。善爲國者、藏之於民。以爲國家宜垂慰撫、所斂綿絹、皆俾還之。彧報曰、輒白曹公、公文下郡、綿絹悉以還民。上下歡喜、郡內遂安」とある。

陽安郡については、『三國志』卷一八李通傳に「建安初、通舉衆詣太祖於許。拜通振威中郎將、屯汝南西界。太祖討張繡、劉表遣兵以助繡、太祖軍不利。通將兵夜詣太祖、太祖得以復戰。通爲先登、大破繡軍。拜裨將軍、封建功侯。分汝南二縣、以通爲陽安都尉」と見える。

(43) 『三國志』卷一二何夔傳に「建安二年、夔將還鄉里、度術必急追、乃聞行得免、明年到本郡。頃之、太祖辟爲司空掾屬。……遷長廣太守……是時太祖始制新科下州郡、又收租稅綿絹。夔以郡初立、近以師旅之後、不可卒繩以法、乃上言曰……。太祖從其言」とある。

(44) 『三國志』卷九曹洪傳裴松之注引『魏略』に「初、太祖爲

司空時、以己率下。每歲發調、使本縣平貲。于時譙令平洪貲財、與公家等。太祖曰、我家貲那得如子廉耶」とある。

(45) 『後漢書』仲長統列傳第三九引『昌言』損益篇に「夫薄史祿以豐軍用、緣於秦征諸侯、續以四夷。漢承其業、遂不改更。危國亂家、此之由也。今田無常主、民無常居。吏食日稾、班祿未定。可爲法制、畫一定科、租稅十一、更賦如舊。今者土廣民稀、中地未墾。雖然、猶當限以大家、勿令過制。其地有草者、盡曰官田、力堪農事、乃聽受之。若聽其自取、後必爲姦也」とある。

(46) 『後漢書』仲長統列傳第三九に「仲長統、字公理、山陽高平人也。少好學、博涉書記、贍於文辭。年二十餘、游學青・徐・幷・冀之閒、與交友者多異之。……尚書令荀彧聞統名奇之、擧爲尚書郎。後參丞相曹操軍事。每論說古今及時俗行事、恆發憤歎息。因著論名曰昌言。凡三十四篇十餘萬言。獻帝遜位之歲、統卒、時年四十一」とある。

the emperor, was succeeded by the Yuan, with its Surveillance Commission subordinate to the Censorate, the existence of the intermediate Jin system described above cannot be overlooked.

Behind the implementation of the reforms carried out in the reign of Zhang-zong, characterized by the formation of the Judicial Commission, was the intention of fortifying the authority of the emperor and controlling the traditional holders of central power such as the Khitan, Bohai, and Han peoples, as well as other members of the imperial clan. These traditional forces, who had nearly monopolized the highest ranks of the Censorate with its surveillance function prior to the reign of Zhang-zong, objected to the implementation of reforms, and there were attempts to do away with the Judicial Commission. However, with the decision to follow in the path of successive dynasties by assuming the mantle of authority of the Northern Song taken in the Discussions on the Cyclical Domination of the Power or Virtue 德運議, the separation of the authority of regional surveillance from the Censorate with the establishment of the Judicial Commission, the foundation of Princely Establishments 王府官, and the elimination of the Bohai power holders, succession of the Liao dynasty system was rejected and the authority of traditional power holders was erased. In this manner, the decision to succeed the Northern Song taken in the Discussions on the Cyclical Domination of the Power or Virtue legitimized the various reforms of Zhang-zong that had been designed to firmly establish the authority of the emperor through the adoption of the Northern-Song system.

THE ESTABLISHMENT OF THE HOUSEHOLD TAXATION SYSTEM: FROM FU-LIAN TO HU-DIAO

WATANABE Shin'ichiro

In this article I argue that the household taxation system 戶調制 of the Western Jin 西晉 had its roots in the Han dynasty method of procuring resources that was called fu-lian 賦斂. In order to arrive at this conclusion, I considered three points.

Firstly, I considered the content of the Han fu-lian system. Fu-lian is

a broad term with extremely wide range of usages. Four meanings can be distinguished; first, the custom of pooling resources for food; second, procurement of resources to cover the cost of religious rites by regional governments or regional society; three, the confiscation of the produce of peasants or subordinates by regional officials; four, the irregular procurement of resources to cover operating costs by the central government.

Secondly, I considered the process of the creation of the household taxation system out of irregular procurement of resources to cover operating costs by the Han central government. The fu-lian, which served to procure resources on an irregular basis for the central government, had begun in the era of Wu-di 武帝 of the Former Han, spread nation wide by the time of Wang Mang 王莽, and eventually came to be associated with the regular procurement system 調度制度. The fu-lian, which had thus been tied to the procurement system, was itself regularized in the period of the Later-Han and reached the point where it too was understood as a part of system being referred to by the term diao 調, procurement. This system amounted to direct collection from farmers that was applied to individual households on the basis of the evaluation of the farmer's produce, and there were also those who provided cloth to the territorial administrations as opposed to the central government. This indicates that the system already partook of the characteristics that may justly be called those of the household taxation system. The Han fu-lian, which eventually came to be known by the term diao, was transformed in the late Han under the Cao Cao 曹操 regime into the household tax system based on the establishment of a standard of uniform taxation applied to individual households.

Thirdly, I consider the process of transformation from the Han tax collection systems of field levies 田租 and various forms of capitation 更賦 to the household taxation under Cao Cao and the Western Jin. The household taxation system of the Wei was implemented over a period of two years from the first year of the Jian-an 建安 era (196) throughout the core Yan-zhou 兗州 region (Henan) and finally expanded to You-zhou 幽州 and Ji-zhou 冀州 (Hebei), which had formerly been under the sway of Yuan Shao 袁紹, in the ninth year of the Jian-an era (204). During the Jian-an era, both the field levy and geng-fu 更賦 of the Han dynasty and the field levy and household taxation systems of the Cao Cao regime

operated concurrently. With the destruction of the Han dynasty and the foundation of the Wei, the household taxation system became the official system for procuring funds for the central government under the Wei. The household taxation system formally replaced the various forms of Han capitation (geng-qian 更錢, suan-qian 算錢, and kou-qian 口錢), but, in fact, it grew out of the fu-lian system that had developed outside the official system. The house-hold taxation system of the Western Jin amounted to the deployment of the Wei household taxation system on a nation-wide scale.

THE GENERATION OF THE CONCEPTION OF ORTHODOXY WITHIN THE SCHOOL OF ZHU XI DURING HIS LATTER YEARS : LÜ ZU JIAN AND THE LECTURES OF ZHU XI AND HIS DISCIPLES

ICHIKI Tsuyuhiko

In this article I consider the lectures on the *Zhong-yong* 中庸 and the *Meng-zi* 孟子 based on the correspondence between Zhu Xi 朱熹 and Lü Zu-jian 呂祖倹, the younger brother of Lü Zu-qian 呂祖謙, and the criticism of the lectures by the followers of Zhu Xi such as Wan Ren-jie 萬人傑 and Wu Bi-da 吳必大, as well as Zhu Xi himself.

With the spread of a conventional understanding of Zhu Xi such as that seen in the *Si shu ji zhu* 四書集注, there were created the circumstances under which those who endorsed this view and those who held different interpretations could exchange views with Zhu Xi on the basis of this prevalent understanding. As matters progressed, there appeared thinkers who, deeply immersed in this conventionalized understanding of Zhu Xi, attempted to copy the master and replicate this thought. The impetus for replication arose in the minds of these various individuals. At the same time, one also witnesses the phenomenon of Zhu Xi promoting the formation of this ardor by approving the comments of his disciples in the give and take of arguments. The consciousness of carrying on the authentic teaching of the master, which included an emotional component, was thus created, and thereby a sense of the orthodox succession of Zhu